

改正

平成23年3月31日告示第28号

平成25年8月1日告示第99号

南島原市特定建設工事共同企業体実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事で、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として建設業者が連帯してその建設工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）について、南島原市契約規則（平成18年南島原市規則第44号）及び南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱（平成18年南島原市告示第14号。以下「合理化対策要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 共同企業体による施行対象工事は、市長が必要と認めるものとする。

(工事の施工)

第3条 工事の施工方式は、共同施工方式（甲型）とする。

(共同企業体の数)

第4条 指名競争入札において、参加できる共同企業体の数は、市長が別に定めるものとする。

(共同企業体の入札参加資格)

第5条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の入札参加者は、合理化対策要綱第3条及び第5条の規定に基づき入札参加資格者名簿に登載されている者でなければならない。

(共同企業体の構成)

第6条 共同企業体の構成は、共同施工を確保し、効果的活用及び運営上の責任の明確化を図るため2ないし3社をもって1共同企業体とする。ただし、対象工事の規模又は内容により市長が特別に認める場合は、この限りでない。

2 共同企業体を構成する場合、一の構成員は、同一工事について2以上の共同企業体を構成できないものとする。

3 共同企業体は、工事の施工に当たって総合力が発揮でき、実質施工能力が増大するような組み合わせでなければならない。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(共同企業体の出資比率)

第8条 出資比率の1構成員当たりの最小限度額は、構成員数を勘案して、次のとおり定めるものとする。

(1) 2企業構成の場合 30パーセント以上

(2) 3企業構成の場合 20パーセント以上

(申請)

第9条 共同企業体を結成した構成員は、所定の申請書に別に定める特定建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）及び共同企業体の経営規模等総括表を添付して市長に提出しなければならない。

(資格審査及び共同企業体への通知)

第10条 共同企業体の資格審査については、別に定める。

2 市長は、前項の審査の結果について申請された共同企業体の代表構成員に通知するものとする。

(入札書)

第11条 共同企業体の入札書には、当該共同企業体を構成する全ての構成員又は代理人が記名押印しなければならない。

(契約の締結等)

第12条 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に当該共同企業体を構成する全ての構成員が記名押印しなければならない。

2 前項の規定により契約を締結しようとする共同企業体は、契約書に協定書を添付しなければならない

ない。

3 工事に係る請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表構成員を相手方とするものとする。

(共同企業体編成表の提出)

第13条 市長は、共同企業体の構成員全員による共同施工を確保するため、契約の相手方となった共同企業体の代表構成員に共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとする。

(共同企業体の存続期間)

第14条 契約の相手方となった共同企業体は、工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該工事につき結成された共同企業体の内、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(準用)

第15条 この告示は、随意契約又は工事に係る測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務等の委託契約について準用する。ただし、指名競争入札による場合は、その共同企業体を指名するものとする。

(共同企業体の特例)

第16条 分担施工方式(乙型)による共同企業体の取扱いについては、その都度市長が決定する。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第28号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月1日告示第99号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。